

# 令和元年度 広島県相談支援従事者現任研修 応募要領

## 1 目的

地域の障害者などの意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援などの援助技術の習得や、日常の相談支援業務の検証を行うことにより相談支援に従事する者の資質の向上を図ることを目的とします。

## 2 実施主体

広島県

実施機関：社会福祉法人尾道さつき会

## 3 研修期間・会場・定員

研修の種類	期間	会場	定員
現任研修	令和元年 7月23日(火)～7月25日(木)	広島産業会館西展示場 第2展示場 (広島市南区比治山本町 12-18)	210名

## 4 研修カリキュラム概要※詳細は検討中

日程	研修内容
1日目	障害者の権利擁護について
	障害者福祉の動向について
	相談支援の基本姿勢及びプロセスについて①
2日目	相談支援の基本姿勢及びプロセスについて②
	ケアマネジメントの実践(グループ演習)
3日目	自立支援協議会の実際
	ケアマネジメントの実践(グループ演習)

※各日とも9:30～18:00の間に、厚生労働省が定めた標準カリキュラムに沿った内容で実施します。

※受付時間は受講決定通知にて、お知らせします。

※研修には事前課題を提出していただくほか、研修期間中に追加課題を提出していただくこともあります。

## 5 研修受講対象者

### (1)から(2)の要件を満たす者

#### (1) 次の①から③のいずれかに該当する者

① 相談支援従事者初任者研修を修了し、現に相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者又は相談支援従事者初任者研修(現任研修)修了後5年度の間、相談支援事業所等において相談支援業務に従事したことがある者

※「相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者」とは、次の者のことです。

※ 「相談支援事業所等において相談支援業務に従事している者」とは、次の者のことです。

○ 相談支援事業所の相談支援専門員又はその他相談支援業務を行っている者

※ 「その他相談支援業務を行っている者」とは、次の者のことです。

○ 福祉・保健・医療の相談機関で、相談支援業務に従事している者

○ 法人内で、相談支援専門員以外の職又は相談支援事業所以外の配置であるが、基本相談等、相談支援業務に従事していると所属長が証明する者

※ 虚偽の報告等、実施主体が悪質と判断した場合は、当該研修の受講及び修了は認めません。

また、修了証書交付後、不適正と判断した場合は修了証書を返還していただくこともあります。

なお、不適正と決定した事案は、当該事業所等を指導する関係機関に情報提供します。

※ サービス管理責任者や児童発達支援管理責任者の業務である個別支援計画の作成(作成に係る一連のプロセスも含む)は、この中に含まれません。相談援助者としての業務かサービス管理責任者等としての業務かで判断してください。

- ② 重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者の職にある者
- ③ 市町及び県厚生環境事務所並びに保健所等の障害者相談業務担当者

**(2) 次のア又はイの要件を満たす者**

ア 平成18年度から平成30年度までに都道府県が実施した「相談支援従事者初任者研修(5日間研修)」を修了し、修了証書により証明される者。ただし、平成18年度から平成25年度までの修了者においては、初任者研修(5日間)修了の翌年度から5年度の間ごとに、都道府県が実施する相談支援従事者現任研修を修了した者に限る。

イ 平成17年度以前に都道府県又は政令市が実施した「障害者ケアマネジメント従事者養成研修」の修了者のうち、平成18年度から平成20年度までに都道府県が実施した「障害者相談支援従事者初任者研修(1日間研修)」を受講し、受講証明書により証明される者。ただし、初任者研修(1日間)受講の翌年度から5年度の間ごとに、都道府県が実施する障害者相談支援従事者現任研修を修了した者に限る。

※ 平成18年度から平成25年度までに初任者研修(5日間)を修了した者 又は平成18年度から平成20年度までに初任者研修(1日間)を受講した者で、当該研修修了の翌年度から5年度の間ごとに、現任研修を受講していない場合は、相談支援専門員の資格は失効しますので、再度、初任者研修(5日間)を受講してください。

**6 受講申込みと決定**

**(1) 提出書類**

受講対象者の種類	提出書類		
①現に相談支援事業所において相談支援業務を行っている者	<b>●別紙1</b> 広島県相談支援従事者現任研修受講推薦(申込)書	—	
②初任研(現任研)修了後5年度の間に相談支援事業所において相談支援業務に従事したことがある者		<b>●研修修了証書の写し</b>  ○相談支援従事者初任者研修修了年度が平成26年度から30年度までの方 ↓ <u>初任者研修修了証書の写し</u>	—
③その他相談支援業務を行っている者		○平成18年度から25年度までの方 ↓ <u>現任研修修了証書の写し</u>	<u>③の受講対象者</u> <b>●別紙2</b> 相談支援業務に従事している旨の所属長の証明
④重度障害者等包括支援事業所のサービス提供責任者の職にある者		—	—
⑤市町及び県厚生環境事務所並びに保健所等の障害者相談業務担当者		—	—

※ 受講にあたって障害への配慮を要する受講希望者は、別紙3を添付してください。

※ メールでの申込の際の添付書類【研修修了証書の写し・別紙2・(配慮希望者一別紙3)】はPDF形式にて、受講推薦(申込)書[Excel形式]と一緒に、メール送信してください。

※ FAXや、直接持込のものは受け付けません。

※ 返信用封筒は必要ありません。

**郵送で申し込む場合****6月25日(火) 郵送必着**

【送付先】 〒730-0853 広島市中区堺町一丁目5-10 フローラル茶柱2階  
社会福祉法人 尾道さつき会 研修事務局

**メールで申し込む場合****6月25日(火) 必着**

次のアドレスへアクセスし、メール申込専用の受講推薦(申込)書をダウンロードし、手続きを行ってください。

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/gennin31.html>



【メール送信先】 [web@satukikai.com](mailto:web@satukikai.com)

- ※ 添付書類はPDF形式。受講推薦(申込)書[Excel形式]と一緒にメール送信してください。
- ※ 件名：現任研修申込 と記入。

**(2) 提出先及び提出期限**

申込み及び問合せ先	提出期限
社会福祉法人 尾道さつき会 研修事務局 〒730-0853 広島市中区堺町一丁目5-10 フローラル茶柱2階 TEL 082-275-5445 (問合受付時間 9:00~17:00)	<b>6月25日(火)</b> <b>必着</b> ※FAX, 持込みでの受付は行いません。

- ※ 期限を過ぎての申込みや、期限内であっても持込・持参での申込みは受け付けません。  
期限に余裕をもって申し込みください。
- ※ 申込みは事業所ごとに行ってください。
- ※ 本研修については、受講申込者が多数見込まれるため、広島県が受講決定をする際には、相談支援従事者初任者研修の修了年度や申込者が設定した優先順位、受講希望者の相談支援業務への従事状況等により、受講者を選定させていただくことがありますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 受講決定通知は、7月上旬に送付します。

**7 受講費用****1人12,000円**

- ※納入は事前振込です。振込先・期日などの詳細は、受講決定通知にてお知らせします。
- ※受講費用納入後は、いかなる場合も返金できませんのでご注意ください。

**8 修了証書**

次の(1)及び(2)を満たす者に修了証書を交付します。

- (1) 実施主体が定める課題を自ら作成・提出し、受理が適切と認められた者
- (2) 実施主体が受講を認めた者のうち、所定のカリキュラムの全科目を修了した者

## 9 その他

- (1) 受講決定後、受講者を変更することはできません。
- (2) 私語や居眠り、講義中に研修とは関係ない携帯電話の使用等、著しく受講態度が悪いや明らかに課題の期待する到達点まで達していない等、当該研修の受講及び修了にそぐわないと実施主体が判断した場合、受講を中止し、修了証書を交付しません。
- (3) 遅刻について  
原則として30分以上の遅刻は欠席とみなします。天候などには早目の対応をしてください。
  - ① 30分以内の遅刻  
講義の進行状況によって、欠席部分に係る補完の必要がある場合、追加課題をお願いすることがあります。
  - ② 30分以上の遅刻  
原則、欠席とみなしますが、遅刻の状況を聞取りの上、受講可否を決定させていただきます。受講可と決定した場合、欠席部分に係る補完として追加課題をお願いすることがあります。なお、公共交通機関利用の場合で、遅延証明書が発行されるものは、遅延証明書を提出してください。
- (4) その他
  - ① 研修の受講申込（推薦）に当たっては、事業者指導の観点から、当該受講者の研修受講等に係る責任を負うことができる団体（所属（就職予定を含む）の団体等）からとしています。研修受講前及び受講中に、申込団体（就職予定を含む）を辞職している場合は、受講者及び申込団体に確認の上、受講中止を行う場合があります。
  - ② 課題について、実施機関への提出と、県による受理は別のものです。  
県が受理と認めた時点で所定の全カリキュラムが受講可能となり、修了証書交付予定者となります。
  - ③ 虚偽の報告等、実施主体が悪質と判断した場合は、当該研修の受講及び修了は認めません。修了証書交付後、虚偽の申込み等、不適正と判断した場合は修了証書を返還していただくこともあります。なお、不適正と決定した事案は、当該事業所等を指導する関係機関に情報提供します。
- (5) 個人情報については、広島県個人情報保護条例（平成16年広島県条例第53号）の規定に基づき、適切に取り扱うものとします。  
なお、研修修了者は、広島県知事が修了者名簿を作成・管理し、市町等から照会があった場合には、必要に応じて情報提供します。
- (6) 応募要領・実務経験について等は県ホームページに掲載しています。

**【実務経験について】は同封しておりませんので、必ずホームページよりダウンロードをしてご確認ください。**

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/gennin31.html>